

事 務 連 絡  
平成 29 年 10 月 5 日

文部科学大臣所轄各学校法人庶務・総務担当課  
大学を設置する各学校設置会社庶務・総務担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン Ver1.0」等の公表について（周知）

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下、「水銀汚染防止法」という。）が平成 29 年 8 月 16 日に施行され、本法律に基づき、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置が実施されることとされています。

この度、このことについて、環境省及び経済産業省より、別添資料のとおり「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン Ver1.0」、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver1.0」及び「水銀による環境の汚染の防止に関する法律 Q&A」（以下、「ガイドライン等」という。）が公表されております。ガイドライン等は、水銀汚染防止法に基づき、水銀等貯蔵者や水銀含有再生資源管理者が水銀等による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について解説するものです。

特に、水銀等貯蔵者は、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するために必要な措置をとることが求められ、事業所ごとに、ある年度において貯蔵した最大量が 30 kg 以上となった場合に文部科学省へ報告書を提出することが求められます。また、水銀含有再生資源管理者は、水銀含有再生資源の管理の状況について、毎年度、文部科学省へ定期的に報告書を提出することが求められますので、ご注意ください。

文部科学大臣所轄各学校法人庶務・総務担当課及び大学を設置する各学校設置会社庶務・総務担当課におかれては、ガイドライン等の内容に十分ご留意の上、各法人内関係部局に対しガイドライン等の周知を行うとともに、水銀汚染防止法に基づき事業者がとるべき措置について、対応の徹底をお願いします。

また、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄す

る構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、ガイドライン等の周知をお願いします。

なお、水銀汚染防止法に基づき事業者がとるべき措置の概要については、別紙に概略をまとめておりますので、ご参照ください。

**【別添資料】**

- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律  
[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/mepp1\\_01\\_houritu.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/mepp1_01_houritu.pdf)
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドライン Ver1.0  
[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo\\_gl-1.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/tyozo_gl-1.pdf)
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン Ver1.0  
[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei\\_gl-1.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/saisei_gl-1.pdf)
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律Q&A  
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/QandA-1.pdf>

**【本件連絡先】**

○本事務連絡の内容について

文部科学省 研究開発局 環境エネルギー課

総括係 守隨、黒須

電 話：03-5253-4111（内線：4536、4537）

○報告書提出先

文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課

法規係・企画係 小林、依田、宮本、牧野

電 話：03-5253-4111（内線：2532、2533）

(別紙)

## 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行における留意事項

水銀による地球規模での環境の汚染防止に貢献するため、平成25年10月に水銀に関する水俣条約（以下、水俣条約）が我が国で採択されました。これを受けて、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止するため、水俣条約を国内で実施するための措置や水俣条約よりも踏み込んだ措置を講ずる水銀汚染防止法が平成27年の通常国会において成立し、水俣条約の発効日である平成29年8月16日に施行されました。

水銀汚染防止法に基づき、水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀及びその化合物（以下、水銀等）の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取を禁止するとともに、水銀等の貯蔵及び水銀を含有する再生資源の管理等について所要の措置が実施されます。

特に、水銀等を貯蔵する者（水銀等貯蔵者）は、その貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するために必要な措置をとることが求められます。具体的には、環境上適正な貯蔵が求められる水銀等については、事業所ごとに、ある年度において貯蔵した最大量が30kg以上となった場合に報告が求められます。「事業所」とは、原則として、単一の運営主体のもとで、同一の又は隣接する敷地内において継続的に事業活動を行っているものを指します。

また、水銀含有再生資源管理者（水銀含有再生資源の所有権を有し、保管、運搬又は処分作業を行うもの）は、水銀含有再生資源の管理の状況について、事業所ごとに毎年度、定期報告が求められます。

各法人においては、上記水銀等貯蔵者及び水銀含有再生資源管理者への該当有無を確認してください（詳細は各ガイドラインを参照してください。）。また、該当する場合には、水銀汚染防止法に基づき、以下の通り、法人ごとに報告書の提出を行う必要があります（詳細は各ガイドラインを参照してください。）。

### （１） 提出期間

毎年度4月1日から6月30日までの間に、前年度の水銀等の貯蔵等に関する報告書を提出してください。提出する報告書に記入する報告事項については、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の内容が対象です。なお、制度施行初年度においては、施行日から当該施行日の属する年度の年度末までの期間が対象です。

## (2) 提出方法

水銀等の貯蔵等に関する報告は、書面により提出してください。

提出物及び提出物の記入要領は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドラインVer1.0」の「3.4書面による提出」や、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドラインVer1.0」の「3.4書面による提出」の欄を参照してください。

## (3) 提出先

報告書は、文部科学省私学行政課へ持参又は送付してください。

## (4) 提出に関する留意事項

### 1) 提出物の保管

文部科学省において受理された後も、国側から報告内容等について問い合わせをさせていただくことがありますので、報告書は必ず控えをとり、関連する資料とともに保管しておいてください。

### 2) 報告事項等の記入について

報告書の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。また、報告書の提出前に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀等の貯蔵に関するガイドラインVer1.0」の「付録4. チェックシート」や、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく水銀含有再生資源の管理に関するガイドラインVer1.0」の「付録4. チェックシート」で、記入事項の最終チェックを行ってください。なお、報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となります。

### 3) 報告書の郵送による提出

報告書を郵送により提出する場合には、簡易書留を用いてご提出ください。

以上